

# 令和8年度分 市民税・県民税 申告の手びき

令和8年度分市民税・県民税の申告受付期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）です。申告の必要がある方は、この手びきを参考に申告書を作成し期限内に申告を済ませましょう。

なお、本手びきは令和7年11月時点の法令等により作成しています。その後の法改正などにより内容が変更となる可能性があります。

## 索引

項 目	ページ
○申告の必要がある方	2
○申告受付相談の日程	3
○申告書の記入例	4～6
○収入の種類と所得の計算方法	7～8
○所得控除について	9～11
○附表の記入例	
◆営業所得	12～13
◆漁業所得	14～15
◆農業所得	16～17
◆不動産所得	18～19
○公的年金等の収入の申告について	20
○市民税・県民税について	21

令和8年度（令和7年分）の申告期限は令和8年3月16日（月）です。

次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 申告受付相談会場での提出
- ② 郵送・電子での提出 **会場の混雑緩和のため、郵送または電子での提出にご協力をお願いします。**  
宛先：〒022-8501 大船渡市総務部税務課 市民税係 ※住所を記載する必要はありません
- ③ 市役所窓口での提出（本庁税務課9番窓口／三陸支所市民係窓口／綾里・吉浜地域振興出張所）  
※②および③の方法での提出は、申告書が完成している場合のみ受付します。

### 【問い合わせ先】

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15  
大船渡市総務部税務課 市民税係  
電 話：0192-27-3111（内線153、154）  
E-mail：ofu\_zeimu@city.ofunato.iwate.jp

## 申告が必要な方

- 1 令和8年1月1日現在、大船渡市に住民登録がある方
- 2 営業等、農業、不動産、雑（公的年金等）、一時などの所得がある方  
例年、税務署で確定申告を行っている方は、税務署で申告してください。
- 3 給与所得者で下記に該当する方
  - (1) 勤務先から大船渡市に給与支払報告書が提出されていない方
  - (2) 就職、退職などにより年末調整をしていない給与収入、営業等、農業、不動産、雑（公的年金等）、一時などの所得があった方
- 4 無収入の方、又は非課税収入（遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当等）のみの方  
令和7年中に収入がない場合でも、市民税・県民税申告をしていないと、国民健康保険税の軽減や公営住宅の使用料、認定こども園の利用料などに影響することがあります。
- 5 課税証明書（非課税証明書）を取得する必要がある方

## 申告に必要な書類（必要書類がない場合には受付できない場合があります）

- ・給与や公的年金等の収入がある方 ⇒ 給与や公的年金等の源泉徴収票または給与明細書等
- ・事業（漁業、農業等）、不動産の収入がある方 ⇒ 収入、経費等がわかる書類や証明書等  
※ あらかじめ、収入、経費等を集計し、申告書附表等を作成してください。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の社会保険料の領収書等（口座振替の場合は通帳の写し等）
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書等
- ・医療費控除を受ける方 ⇒ 医療費控除の明細書
- ・本人または扶養親族等が障害者の場合は、身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
- ・通帳等の口座番号がわかるもの
- ・個人番号（マイナンバー）確認書類および本人確認書類  
※ 本人確認書類の例
  - 個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方 ⇒ 個人番号カード（マイナンバーカード）
  - 個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちでない方 ⇒ 以下のうちそれぞれ1点ずつ  
【番号確認】⇒通知カード、個人番号が記載された住民票の写し  
【身元確認】⇒運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等

## 大船渡市のホームページで住民税試算と申告書の作成ができます

市ホームページ上のリンク先にある「住民税試算システム」に必要な事項を入力することにより、複雑な計算をすることなく市民税・県民税の申告書を作成することができます。

ご自宅のパソコンやスマートフォンで申告書を作成できますので、ぜひご活用ください。

### 1 操作方法

大船渡市のホームページ（<https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/contents-34967>）上で「市民税・県民税（国民健康保険税）申告書の作成の仕方」をご確認ください。



### 2 作成した申告書の提出方法

作成した申告書等をプリンターから印刷して郵送で提出してください。

宛先：〒022-8501 大船渡市総務部税務課 市民税係 ※住所を記載する必要はありません

## 申告受付相談の日程

**(大船渡市役所での申告受付相談はありません)**

### ■臨時会場：令和8年2月16日(月)～2月20日(金)

月日	曜日	時間	申告受付相談会場	備考
2/16	月	午前10時～午後3時	末崎町ふるさとセンター	
17	火	午前10時～正午	↓	
18	水	午前10時～午後3時	三陸公民館	
19	木	午前10時～午後3時	↓	
20	金	午前10時～正午	↓	

### ■シーパル大船渡：令和8年2月24日(火)～3月16日(月)

月日	曜日	時間	申告受付相談会場	備考
24	火	午前10時～午後3時	シーパル大船渡 研修室	
25	水	午前10時～午後3時	↓	
26	木	午前10時～午後3時	↓	
27	金	午前10時～午後3時	↓	
28	土			
3/1	日			
2	月	午前10時～午後3時	シーパル大船渡 研修室	
3	火	午前10時～午後3時	↓	
4	水	午前10時～午後3時	↓	
5	木	午前10時～午後3時	↓	
6	金	午前10時～午後3時	↓	
7	土			
8	日			
9	月	午前10時～午後3時	シーパル大船渡 研修室	
10	火	午前10時～午後3時	↓	
11	水	午前10時～午後3時	↓	
12	木	午前10時～午後3時	↓	
13	金	午前10時～午後3時	↓	
14	土			
15	日			
16	月	午前10時～正午	シーパル大船渡 研修室	

### 申告受付相談についてお願い

- 申告内容や当日の状況などにより、来場者順の申告受付とはならない場合があります。
- 会場の混雑緩和や受付時間短縮のため、ご自宅において、あらかじめ資料を整理し、申告書および申告書附表等を作成していただくなどのご協力をお願いします。
- 土日、祝日は申告受付相談を行いません。

# 申告書の記入例：表面

- ・個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- ・住所、氏名、電話番号等を記入してください。

## 令和8年度分 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

大船渡市長 様

個人番号	1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2	業種又は職業	自営業	世帯番号
現住所	大船渡市盛町字宇津野沢15	電話番号	0192-27-3111	宛名番号
令和7年1月1日現在の住所	同上	生年月日	明・大(男)・平・令 45・5・5	
フリガナ	オオフナ イチロウ	世帯主の氏名	大船 太郎	続柄
氏名	大船 一郎			子

収入の種類ごとの合計金額と、所得を計算し記入します。

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。

セルフメディケーション税制を利用する場合は医療費控除の区分欄に「1」を記入してください。

所得控除の該当する欄に内訳を記入します。

配偶者が「同一生計配偶者」に該当する場合は、「配偶者控除」欄を参照)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(令和 年 月 日提出)

13	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料控除	国民健康保険税	100,000 円
	国民年金	200,000 円
合計		300,000 円
15	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
生命保険料控除		100,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
		100,000 円
	介護医療保険料の計	100,000 円
16	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
保険料控除	50,000 円	
17~19	①7 寡婦控除 寡婦、ひとり親、勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚)	⑧ ひとり親控除 (学校名)
20	障害者控除	障害者の程度
21~22	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名 大船 浜子 配偶者の合計所得金額 0 円
23	扶養控除	扶養親族の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	大船 次郎	子
	大船 ハナコ	母
26	雑損控除	損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額
27	医療費控除	支払った医療費等、保険金などで補てんされる金額

収入金額等	事業	営業等	ア	1,900,000 円
		農業	イ	500,000 円
		不動産	ウ	2,000,000 円
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	700,000 円
		公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
	長期	サ		
	一時	シ		
所得金額	事業	営業等	①	900,000 円
		農業	②	250,000 円
		不動産	③	875,000 円
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	50,000 円
		公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計	⑩	(⑦)+(⑧)+(⑨)
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	2,075,000 円	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	300,000 円	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000 円	
	地震保険料控除	⑯	25,000 円	
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒	330,000 円	
	扶養控除	㉓	710,000 円	
	基礎控除	㉔	430,000 円	
	⑬から㉔までの計	㉕	1,865,000 円	
雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗			
合計	㉘	1,865,000 円		

受付 住申  
確認  
検算  
入力税  
I  
確認表  
裏

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。  
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法  
 給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)  
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

- ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、障害者控除等の適用の可否、市民税・県民税の非課税限度額の判定等に影響があることから、該当者がいる場合は必ず記入してください。また、個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。



# 申告書の記入例：令和7年中に収入がなかった方

会場の混雑緩和のため、郵送または電子申告での提出にご協力をお願いします。

## 申告書：表

令和7年中に収入がなかった場合は、申告書の表面「収入金額等」欄に、「収入なし」と記入してください。  
(遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当等は非課税となります。)

⑬ 社会保険料 控除	社会保険の種類		支払った保険料	
			円	
	合計			
⑮ 生命保険料 控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
介護医療保険料の計		円		
⑯ 地震 保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	円		円	
⑰～⑲ 寡婦、ひとり親 勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還	⑱ □ ひとり親 控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)	

1 収入 金額 等	事業	営業等	ア	収入なし
		農業	イ	
		不動産	ウ	
	雑	利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
	総合 譲渡	業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
	長期	サ		
	一時	シ		

## 申告書：裏

- 申告書裏面「前年中に所得がなかった方の記載欄」の該当する番号に○をつけてください。
- ※ 1に該当する場合は、住所、氏名を記入してください。

### 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

### 15 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤支部 分・都道府県、市区町村分(特例 控除対象以外)			市区町村	

### 16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平 令	特別障害者に 該当する場合		級 度	別居の場合 の住所	
氏名										
個人番号										

### 17 前年中に所得がなかった方の記載欄

- 次の者の扶養家族であった(仕送りを受けていた。)  
(住所)  
(氏名)
- 学生であった。
- 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。
- 遺族年金・障害年金・傷病年金等を受給していた。
- 生活保護法による生活扶助を受けていた。
- その他(昨年生活状況をくわしく記入してください。)

## 収入の種類と所得の計算方法

収入の種類	収入の具体例	所得の計算方法
事業（営業・農業）	製造業、卸売業、小売業、漁業、農業等による収入	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
不動産所得	アパート、貸家、貸地、駐車場等の不動産から生じる収入	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	所得金額 = 収入金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当等による収入	所得金額 = 収入金額 - 株式等の元本取得のために要した負債の利子
給与所得	給料、賃金、賞与等の収入	下記の給与所得の計算方法によって求めた額
雑所得	国民年金、厚生年金等の年金収入	8ページの公的年金等所得の計算方法によって求めた額
	他の所得にあてはまらない収入（生命保険契約に基づく年金やシルバー人材センターから受ける報酬など）	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
譲渡所得	書画・ゴルフ会員権等の資産の譲渡による収入 所有期間により長期と短期に区分 短期：譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年以下であった場合 長期：譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年を超える場合	短期 所得金額 = 収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除額：最高 50 万円
		長期 所得金額 = (収入 - 資産取得額などの経費 - 特別控除：最高 50 万円) × 1/2
一時所得	生命保険の満期受取金、競馬・競輪などの払戻金、クイズの賞金、福引の当せん金等の収入	所得金額 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額：最高 50 万円) × 1/2

### 給与所得の計算方法

給与等の収入金額を、右の計算表にあてはめて計算し、所得金額を申告書の「所得金額 ⑥欄」に記入してください。

給与等の収入金額の合計額（A）	給与所得の金額
0円から 650,999円まで	0円
651,000円から1,899,999円まで	A - 650,000円
1,900,000円から3,599,999円まで	{A ÷ 4（千円未満切捨て）} × 2.8 - 80,000円
3,600,000円から6,599,999円まで	{A ÷ 4（千円未満切捨て）} × 3.2 - 440,000円
6,600,000円から8,499,999円まで	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円

公的年金等所得の計算方法

公的年金等の収入金額を、下の計算表にあてはめて計算し、所得金額を申告書の「所得金額 ⑦欄」に記入してください。

(1) 65歳未満の方

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満まで	$A - 60$ 万円	$A - 50$ 万円	$A - 40$ 万円
130万円以上 から 410万円未満まで	$A \times 0.75 - 27.5$ 万円	$A \times 0.75 - 17.5$ 万円	$A \times 0.75 - 7.5$ 万円
410万円以上 から 770万円未満まで	$A \times 0.85 - 68.5$ 万円	$A \times 0.85 - 58.5$ 万円	$A \times 0.85 - 48.5$ 万円
770万円以上 から 1,000万円未満まで	$A \times 0.95 - 145.5$ 万円	$A \times 0.95 - 135.5$ 万円	$A \times 0.95 - 125.5$ 万円
1,000万円以上	$A - 195.5$ 万円	$A - 185.5$ 万円	$A - 175.5$ 万円

(2) 65歳以上の方

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満まで	$A - 110$ 万円	$A - 100$ 万円	$A - 90$ 万円
330万円以上 から 410万円未満まで	$A \times 0.75 - 27.5$ 万円	$A \times 0.75 - 17.5$ 万円	$A \times 0.75 - 7.5$ 万円
410万円以上 から 770万円未満まで	$A \times 0.85 - 68.5$ 万円	$A \times 0.85 - 58.5$ 万円	$A \times 0.85 - 48.5$ 万円
770万円以上 から 1,000万円未満まで	$A \times 0.95 - 145.5$ 万円	$A \times 0.95 - 135.5$ 万円	$A \times 0.95 - 125.5$ 万円
1,000万円以上	$A - 195.5$ 万円	$A - 185.5$ 万円	$A - 175.5$ 万円

## 所得控除について

所得控除項目	内 容																																																																			
医療費控除	<p>下記のA・Bいずれかを選択</p> <p>A 従来どおりの医療費控除            (控除額) = (支払い金額) - (保険等により補填される金額) - (10万円※)            [最高 200万円]            ※総所得金額等が 200万円未満の場合は総所得金額等の 5%。</p> <p>B セルフメディケーション税制            (健康の維持増進及び疾病の予防について一定の取組が必要)            (控除額) = (特定一般用医薬品購入費用) - (保険等による補填) - 12,000円            [最高 88,000円]            A・Bどちらかの申告をした後での選択の変更はできません。</p>																																																																			
社会保険料控除	<p>令和7年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の保険料等            領収書を紛失した方は「納付額のお知らせ」を発行しております。            (発行場所：本庁税務課8番窓口／三陸支所市民係窓口／綾里・吉浜地域振興出張所)            ※「納付額のお知らせ」が発行できるのは、国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収分です。特別徴収(年金天引)分については「納付額のお知らせ」は発行できません。</p>																																																																			
小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に支払った小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金等																																																																			
生命保険料控除	<p>令和7年中に支払った生命保険料の掛金等</p> <p>生命保険料控除</p> <p>◎新契約(平成24年1月1日以後契約)分の計算式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">新一般生命保険料の計 A</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計 B</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計 C</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>A, B又はC</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>12,001~32,000円</td> <td>A, B又はC × 0.5 + 6,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>32,001~56,000円</td> <td>A, B又はC × 0.25 + 14,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td></td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> </tr> </table> <p>◎旧契約(平成23年12月31日以前契約)分の計算式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">旧一般生命保険料の計 D</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料の計 E</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>D又はE</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>15,001~40,000円</td> <td>D又はE × 0.5 + 7,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>40,001~70,000円</td> <td>D又はE × 0.25 + 17,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td></td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2">一般生命保険料控除</td> </tr> <tr> <td>Aによる控除額+Dによる控除額(上限28,000円)</td> <td style="text-align: right;">円・・・①</td> </tr> <tr> <td>Dによる控除額(上限35,000円)</td> <td style="text-align: right;">円・・・②</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">①と②のいずれか大きい額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">円・・・イ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">介護医療保険料控除</td> </tr> <tr> <td>Cによる控除額(上限28,000円)</td> <td style="text-align: right;">円・・・ロ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人年金保険料控除</td> </tr> <tr> <td>Bによる控除額+Eによる控除額(上限28,000円)</td> <td style="text-align: right;">円・・・③</td> </tr> <tr> <td>Eによる控除額(上限35,000円)</td> <td style="text-align: right;">円・・・④</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">③と④のいずれか大きい額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">円・・・ハ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">生命保険料控除合計(最高7万円が限度)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(イ+ロ+ハ) 円</td> </tr> </table>	新一般生命保険料の計 A	円		新個人年金保険料の計 B	円		介護医療保険料の計 C	円		12,000円以下	A, B又はC	円	12,001~32,000円	A, B又はC × 0.5 + 6,000	円	32,001~56,000円	A, B又はC × 0.25 + 14,000	円	56,001円以上		28,000円	旧一般生命保険料の計 D	円		旧個人年金保険料の計 E	円		15,000円以下	D又はE	円	15,001~40,000円	D又はE × 0.5 + 7,500	円	40,001~70,000円	D又はE × 0.25 + 17,500	円	70,001円以上		35,000円	一般生命保険料控除		Aによる控除額+Dによる控除額(上限28,000円)	円・・・①	Dによる控除額(上限35,000円)	円・・・②	①と②のいずれか大きい額		円・・・イ		介護医療保険料控除		Cによる控除額(上限28,000円)	円・・・ロ	個人年金保険料控除		Bによる控除額+Eによる控除額(上限28,000円)	円・・・③	Eによる控除額(上限35,000円)	円・・・④	③と④のいずれか大きい額		円・・・ハ		生命保険料控除合計(最高7万円が限度)		(イ+ロ+ハ) 円	
新一般生命保険料の計 A	円																																																																			
新個人年金保険料の計 B	円																																																																			
介護医療保険料の計 C	円																																																																			
12,000円以下	A, B又はC	円																																																																		
12,001~32,000円	A, B又はC × 0.5 + 6,000	円																																																																		
32,001~56,000円	A, B又はC × 0.25 + 14,000	円																																																																		
56,001円以上		28,000円																																																																		
旧一般生命保険料の計 D	円																																																																			
旧個人年金保険料の計 E	円																																																																			
15,000円以下	D又はE	円																																																																		
15,001~40,000円	D又はE × 0.5 + 7,500	円																																																																		
40,001~70,000円	D又はE × 0.25 + 17,500	円																																																																		
70,001円以上		35,000円																																																																		
一般生命保険料控除																																																																				
Aによる控除額+Dによる控除額(上限28,000円)	円・・・①																																																																			
Dによる控除額(上限35,000円)	円・・・②																																																																			
①と②のいずれか大きい額																																																																				
円・・・イ																																																																				
介護医療保険料控除																																																																				
Cによる控除額(上限28,000円)	円・・・ロ																																																																			
個人年金保険料控除																																																																				
Bによる控除額+Eによる控除額(上限28,000円)	円・・・③																																																																			
Eによる控除額(上限35,000円)	円・・・④																																																																			
③と④のいずれか大きい額																																																																				
円・・・ハ																																																																				
生命保険料控除合計(最高7万円が限度)																																																																				
(イ+ロ+ハ) 円																																																																				
地震保険料控除	<p>損害保険料や地震保険料の掛金等            ※一つの契約に、地震保険分と旧長期損害保険分の保険料が含まれている場合は、いずれか一方しか控除対象になりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2">地震保険料の計 F</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>F × 0.5</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td></td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旧長期損害保険料の計 G</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>G</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>5,001~15,000円</td> <td>G × 0.5 + 2,500</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地震保険料控除額(最高2万5千円が限度)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(Fによる控除額+Gによる控除額)</td> </tr> </table>	地震保険料の計 F		円	50,000円以下	F × 0.5	円	50,001円以上		25,000円	旧長期損害保険料の計 G		円	5,000円以下	G	円	5,001~15,000円	G × 0.5 + 2,500	円	15,001円以上		10,000円	地震保険料控除額(最高2万5千円が限度)		円	(Fによる控除額+Gによる控除額)																																										
地震保険料の計 F		円																																																																		
50,000円以下	F × 0.5	円																																																																		
50,001円以上		25,000円																																																																		
旧長期損害保険料の計 G		円																																																																		
5,000円以下	G	円																																																																		
5,001~15,000円	G × 0.5 + 2,500	円																																																																		
15,001円以上		10,000円																																																																		
地震保険料控除額(最高2万5千円が限度)		円																																																																		
(Fによる控除額+Gによる控除額)																																																																				

所得控除項目	内 容														
寡婦・ひとり親 控除	分 類  寡婦	要 件 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、生計を一にする子以外の総所得金額等の合計額が58万円以下の扶養親族（他者の控除対象配偶者または扶養親族となっている方を除く）を有する方で、合計所得金額が 500 万円以下の方。 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方。	控除額  2 6 万円												
	ひとり親	①婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く）を有するひとり親の方。 ②合計所得金額が500万円以下である方。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（次に掲げる方） がないこと。 ・住民票に世帯主と記載されている者である場合には、同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が、世帯主の「未届の夫」又は「未届の妻」その他これらと同一の内容である旨の記載がされた方 ・住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、住民票に世帯主との続柄が、世帯主の「未届の夫」又は「未届の妻」その他これらと同一の内容である旨の記載がされているときのその世帯主	3 0 万円												
勤労学生控除	令和7年12月31日現在において、次のすべての要件に該当する方（控除額26万円） ① 給与所得などの勤労による所得がある ② 合計所得金額が85万円以下かつ①の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下 ③ 高等学校、大学、高等専門学校等の学生・生徒である														
障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）の方が令和7年12月31日現在（令和7年中に死亡した場合はその死亡時）において、下記の障害者に該当する場合、区分に応じて一定の金額を控除します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1137 1497 1563"> <thead> <tr> <th colspan="2">障 害 者 控 除</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方</td> <td>2 6 万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>普通障害者に該当する方のうち ・身体障害者手帳「1・2級」、精神障害者保健福祉手帳「1級」、療育手帳「A」の交付を受けている方 ・特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方</td> <td>3 0 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合</td> <td>5 3 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要介護認定を受けた方で障害者控除の適用を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」が必要です。</p>			障 害 者 控 除		控除額	普通障害者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方	2 6 万円	特別障害者	普通障害者に該当する方のうち ・身体障害者手帳「1・2級」、精神障害者保健福祉手帳「1級」、療育手帳「A」の交付を受けている方 ・特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方	3 0 万円	同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	5 3 万円
障 害 者 控 除		控除額													
普通障害者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方	2 6 万円													
特別障害者	普通障害者に該当する方のうち ・身体障害者手帳「1・2級」、精神障害者保健福祉手帳「1級」、療育手帳「A」の交付を受けている方 ・特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方	3 0 万円													
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	5 3 万円													
配偶者控除 ※配偶者特別控除 を併せて受けられません。	<p>あなたが控除対象配偶者（老人控除対象配偶者）を有する場合、下記の金額を控除します。</p> <table border="1" data-bbox="523 1697 1369 1861"> <thead> <tr> <th>控除を受ける居住者の合計所得金額</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>3 3 万円</td> <td>3 8 万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>2 2 万円</td> <td>2 6 万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>1 1 万円</td> <td>1 3 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除対象配偶者…次の①から④のいずれにも該当する方（同一生計配偶者といいます）のうち、合計所得金額が1,000万円以下のあなたの配偶者をいいます。 ①あなたと生計を一にする配偶者 ②青色事業専従者給与の支払を受けていない ③事業専従者に該当しない ④合計所得金額が58万円以下である ※老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、70歳以上の方（昭和31年1月1日以前生まれ）。</p>			控除を受ける居住者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	3 3 万円	3 8 万円	900万円超 950万円以下	2 2 万円	2 6 万円	950万円超 1,000万円以下	1 1 万円	1 3 万円
控除を受ける居住者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者													
900万円以下	3 3 万円	3 8 万円													
900万円超 950万円以下	2 2 万円	2 6 万円													
950万円超 1,000万円以下	1 1 万円	1 3 万円													

所得控除項目	内 容																																													
配偶者特別控除 ※配偶者控除を併せて受けられません。	あなたが生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない方を有する場合には、右表の区分により一定の金額を控除します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">あなた（控除者）の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額	控除額			あなた（控除者）の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	控除額																																													
	あなた（控除者）の合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																											
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																											
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																											
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																											
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																											
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																											
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																											
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																											
扶養控除	合計所得金額が58万円以下で、令和7年12月31日現在（令和7年中に死亡した場合はその死亡時）において、あなたと、生計を一にしている親族がいる場合に、右表の区分に応じて、一定の金額を控除します。  ※16歳未満（平成22年1月2日～令和7年12月31日生まれ）の扶養は所得控除になりません。 ※同居老親等…老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系の尊属（父母、祖父母等）で、納税者またはその配偶者のいずれかとの同居を常としている方。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>控除額 （1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老 人 扶 養 親 族 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同 居 老 親 等 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>			対 象 者	控除額 （1人につき）	一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族	33万円	老 人 扶 養 親 族 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方	38万円	同 居 老 親 等 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方	45万円																																		
対 象 者	控除額 （1人につき）																																													
一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族	33万円																																													
老 人 扶 養 親 族 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方	38万円																																													
同 居 老 親 等 昭 和 31 年 1 月 1 日 以 前 生 ま れ の 方	45万円																																													
特定扶養控除 ※特定親族特別控除を併せて受けられません。	合計所得金額が58万円以下で、令和7年12月31日現在（令和7年中に死亡した場合はその死亡時）において、あなたと、生計を一にしている19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の扶養親族がいる場合に、45万円を控除します。																																													
特定親族特別控除 ※特定扶養控除を併せて受けられません。	あなたが生計を一にする特定親族で特定扶養控除に該当しない方を有する場合には、右表の区分により一定の金額を控除します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>			親族等の合計所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円																										
親族等の合計所得金額	控除額																																													
58万円超 95万円以下	45万円																																													
95万円超 100万円以下	41万円																																													
100万円超 105万円以下	31万円																																													
105万円超 110万円以下	21万円																																													
110万円超 115万円以下	11万円																																													
115万円超 120万円以下	6万円																																													
120万円超 123万円以下	3万円																																													
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて一律に控除されます。 <table border="1" data-bbox="405 1487 1043 1621"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																		
合計所得金額	控除額																																													
2,400万円以下	43万円																																													
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																													
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																													
所得金額調整控除	1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。 (1) 本人が特別障害者に該当する場合 (2) 年齢が23歳未満の扶養親族がいる場合 (3) 特別障害者である同一生計配偶者がいる場合 (4) 特別障害者である扶養親族がいる場合  2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額（10万円を限度）から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。																																													

附表の記入例（営業所得）

令和8年度分 市民税・県民税申告書 附表（その1）

申告者 住所 大船渡市 盛町 字 宇津野沢 15 番地

氏名 大船 一郎

◎営業所得計算書

営業収入	区 分	金 額	
	売上金額 ①	1,000,000	円
	家事消費 ②		
	その他の収入 ③		
④		①+②+③	1,000,000

売上原価	区 分	金 額	
	棚卸高（期首） ④		円
	仕入金 額 ⑤	150,000	
	棚卸高（期末） ⑥		
⑦		④+⑤-⑥	150,000

必要経費の内訳	区 分	金 額	区 分	金 額
	給料賃金	90,000	損害保険料	
	外注工賃	25,000	修繕費	
	減価償却費		消耗品費	5,000
	貸倒金		福利厚生費	
	地代家賃		税理士等報酬	
	利子割引料			
	租税公課			
	荷造運賃	20,000		
	水道光熱費			
	旅費交通費			
	通信費	10,000		
広告宣伝費		雑 費		
接待交際費		必要経費合計 ⑧	150,000	

減価償却費内訳	資産の名称	取 年 月 日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	算出償却額	使用期間	専用割合	本年度償却額
		・ ・	円	円	年	円	年 月	%	円
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
減価償却費合計									

給料賃金内訳	氏 名	住 所	支払額
	三陸 太郎	三陸町吉浜字上野 93 番地 1	90,000 円
経費算入額			90,000

専従者控除	氏 名	続柄	生年月日	専従者控除額
			・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
専従者控除計 ⑨				

専従者控除前の所得金額 ⑩	④-⑦-⑧	700,000 円
所 得 金 額 ⑪	⑩-⑨	700,000

○営業所得の収入の内訳

売上金額	令和7年中の売上（収入）金額を記入します。
家事消費	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。
その他の収入	空箱の売却代金やリベートなどの収入を記入します。
期首商品（製品）棚卸高	令和7年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。
期末商品（製品）棚卸高	令和7年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。
仕入金額	令和7年中の商品などの仕入金額を記入します。

●営業所得の必要経費具体例

科目	具体例
給料賃金	給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など
減価償却費	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
地代家賃	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	税込経理方式による消費税等の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、印紙税などの税金、商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、過料などは必要経費になりません。
荷造運賃	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
水道光熱費	水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費	電話料、切手代、電報料など
広告宣伝費	新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折込み広告の費用、広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいなどの費用、ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接待交際費	取引先などを接待する茶菓飲食代、取引先などを旅行、観劇などに招待する費用、取引先などに対する中元、歳暮の費用
損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料
修繕費	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代
消耗品費	帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の計器備品の購入費
福利厚生費	従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
税理士等報酬	令和7年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金
雑費	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

□専従者控除について

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が令和7年中の6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の（1）と（2）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

（1）860,000円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円）

（2）（専従者控除前の所得金額）÷（事業専従者数+1）

附表の記入例（漁業所得）

令和8年度分 市民税・県民税申告書 附表（その2）

申告者 住所 大船渡市 盛町 字 宇津野沢 15 番地

◎漁業所得計算書

氏名 大船 一郎

漁業収入	収入の種類		品目	相手先または出荷先	金額
	水	揚	アワビ		400,000 円
	養	殖	ワカメ		200,000
	雑	収 入			300,000
	家 事	消 費			
	共 済	金			
合 計	④			900,000	

必要経費の内訳	区 分	金 額	区 分	金 額
	給 料 賃 金		通 信 費	
	減 価 償 却 費	50,000	接 待 交 際 費	
	貸 倒 金		損 害 保 険 料	50,000
	利 子 割 引 料		福 利 厚 生 費	
	地 代 家 賃 傭 船 料	150,000	組 合 費	35,000
	租 税 公 課		漁 場 使 用 料	
	諸 口 銭		共 済 掛 金	10,000
	漁 具 代		分 配 金 経 費	130,000
	資 材 代			
	燃 油 代	100,000		
	車 両 費	70,000		
	修 繕 費			
	餌 料 代			
種 苗 代	30,000			
水 道 光 熱 費		雑 費		
旅 費 交 通 費	75,000	必 要 経 費 合 計 ⑤	700,000	

減価償却費内訳	資産の名称	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	算出償却額	使用期間	専用割合	本年度償却額
	軽トラック	R7・7・26	800,000 円	800,000 円	4 年	200,000 円	0 年 6 月	50 %	50,000 円
	・	・							
	・	・							
	・	・							
	・	・							
減価償却費合計								50,000	

給料賃金内訳	氏 名	住 所	支 払 額
経費算入額			

専従者控除	氏 名	続柄	生年月日	専従者控除額
			・	
			・	
			・	
			・	
専従者控除計 ⑥				

専従者控除前の所得金額	④	④－⑤	200,000 円
所 得 金 額		④－⑥	200,000

○漁業所得の収入の内訳

水揚	令和7年中の水揚げ金額と相手先（漁協、魚市場など）を記入します。
養殖	ワカメ、カキ、ホタテ等の養殖の販売金額と出荷先（漁協など）を記入します。
雑収入	漁協定置分配金などを記入します。
家事消費	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。
共済金	アワビ、ウニ、ワカメ共済等の共済金を記入します。

●漁業所得の必要経費具体例

科 目	具 体 例
給料賃金	給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
減価償却費	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
地代家賃備船料	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
租税公課	税込経理方式による消費税等の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（重量税を含む）、不動産取得税などの税金、漁業協同組合費などの公課 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、過料などは必要経費になりません。
諸口銭	漁業協同組合、魚市場等に支払う販売手数料など
漁具代	容器類、一輪車、手袋、作業用長靴、衣料など
資材代	出荷タル、塩、箱、ビニールなどの出荷包装資材、長木、浮きタル、ロープ類などの施設用資材購入費
燃油代	船の油代、機械などの油代
車両費	事業用車両の修繕費、燃料費、自賠責保険料、車検費用など
修繕費	船、船外機、巻揚機、作業場など事業用資産の修繕費
種苗代	カキ、ワカメ、ホタテ等の種苗代
水道光熱費	事業用として使用した水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費	事業のための電車賃、バス代、タクシー代など
通信費	事業のための電話料、切手代、電報料など
接待交際費	取引先などを接待する茶菓飲食代など
損害保険料	漁船保険料、事業用資産の損害保険料
福利厚生費	従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
組合費	養殖地域組合等に納める組合費、入札金、タル金
漁場使用料	養殖施設の行使料など
共済掛金	カキ、ワカメ、ホタテ等の共済掛金
雑費	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

附表の記入例（農業所得）

令和8年度分 市民税・県民税申告書 附表（その3）

申告者 住所 大船渡市 盛町 字 宇津野沢 15 番地

氏名 大船 一郎

◎農業所得計算書

収入金額の内訳	区分	品目（種目）		期首棚卸 A	販 売 先 B			家事消費 C		期末棚卸 D	収入金額E (B+C+D-A)	
					農協 (JA)	市 場	そ の 他	収量				
収入金額の内訳	品目	水稲 (籾)	ひとめぼれ	円	円	430,000	円	kg	50,000	円	480,000	
			自家用野菜畑						20,000		20,000	
		花き										
		乳牛										
		合 計									① 500,000	
	雑収入	受取共済金										
		中山間交付金										
		個別所得補償										
合 計											②	
肉用牛	成牛											
	子牛											
	合 計										③	

必要経費の内訳	区分	金額		区分	金額		区分	金額	
		田畑等	肉用牛		田畑等	肉用牛		田畑等	肉用牛
必要経費の内訳	雇 人 費	円	円	肥 料 費	60,000	円	荷造運賃手数料	円	円
	小 作 料			飼 料 費			土 地 改 良 費		
	賃 借 料			農 具 費	40,000				
	減 価 償 却 費	70,000		農 薬 衛 生 費					
	貸 倒 金			諸 材 料 費	40,000				
	利 子 割 引 料			修 繕 費	20,000				
	租 税 公 課			動 力 光 熱 費					
	種 苗 費	20,000		作 業 用 衣 料 費					
	素 畜 費			農 業 共 済 掛 金			雑 費		
							必要経費合計	④ 250,000	⑤

減価償却費内訳	資産の名称	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	算出償却額	使用期間	専用割合	本年度償却額
	減価償却費内訳	軽トラック	R7・7・23	800,000 円	800,000 円	4 年	200,000 円	0 年6 月	70 %
		・							
		・							
		・							
		・							
		・							

雇人費内訳	氏名	住所	支払額
	雇人費内訳		
	経費算入額		

専従者控除	氏名	続柄	生年月日	従事期間	専従者控除額	
					田畑等	肉用牛
専従者控除				・	円	円
				・		
				・		
				・		
	専従者控除計				⑥	⑦

田畑等	収入金額	①+②	⑧	500,000 円
	必要経費		④	250,000
	専従者控除前の所得金額	⑧-④	⑨	250,000
	専従者控除額		⑥	
	差引農業所得額	⑨-⑥	⑩	250,000

肉用牛	収入金額		③	
	必要経費		⑤	
	専従者控除前の所得金額	③-⑤	⑪	
	専従者控除額		⑦	
	差引農業所得額	⑪-⑦	⑫	

○農業所得の収入の内訳

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。
販売金額	令和7年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て令和7年分の販売金額になります。
家事消費	農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑収入の内訳	受取共済金、中山間交付金、個別所得補償などの金額を記入します。

●農業所得の必要経費具体例

科目	具体例
雇人費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料	農地の賃借料、農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費	建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費
貸倒金	売掛金などの貸倒損失
利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	税込経理方式による消費税等の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（重量税を含む。）、不動産取得税などの税金、農業協同組合費などの公課 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、過料などは必要経費になりません。
種苗費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫した時の価額によって記入します。）
素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	肥料の購入費用
飼料費	飼料の購入費用
農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	作業衣、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用
雑費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

附表の記入例（不動産所得）

令和8年度分 市民税・県民税申告書 附表（その4）

申告者 住所 大船渡市 盛町 字 宇津野沢 15 番地

◎不動産所得計算書

氏名 大船 一郎

不 動 産 収 入	貸家貸地等の別	不 動 産 の 所 在 地	年 間 収 入 額	
	貸 地	大船渡市盛町字内ノ目4番地2	2,000,000 円	
	小 計		①	2,000,000
	頭金・権利金・敷金・保証金の合計		②	
年 間 不 動 産 収 入 の 合 計		① + ②	2,000,000	

必 要 経 費 の 内 訳	区 分	金 額	区 分	金 額
	給 料 賃 金	円	修 繕 費	200,000 円
	減 価 償 却 費		税 理 士 等 報 酬	
	貸 倒 金			
	地 代 家 賃			
	借 入 金 子	土 地		
		土地以外		
	租 税 公 課	400,000	雑 費	
損 害 保 険 料	25,000	必 要 経 費 合 計	③ 625,000	

減 価 償 却 費 内 訳	資産の名称	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	算出償却額	使用期間	専用割合	本年度償却額
		・ ・	円	円	年	円	年 月	%	円
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
減価償却費合計									

給 料 賃 金 内 訳	氏 名	住 所	支 払 額
			円
	経 費 算 入 額		

専 従 者 控 除	氏 名	続柄	生年月日	専従者控除額
	大船 四郎	弟	S51.5.5	500,000 円
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
専 従 者 控 除 計				④ 500,000

専従者控除前の所得金額	④	① - ③	1,375,000 円
所 得 金 額		① - ④	875,000

○不動産所得の収入の内訳

貸家、貸地等の別	貸家、貸店舗、アパート、貸マンション、貸間、貸地、駐車場などと記入します。
不動産の所在地	貸家、貸地等の所在地等を記入します。
年間収入額	賃貸料の収入金額を記入します。
頭金・権利金・敷金・保証金の合計	頭金や権利金、更新料、名義書換料や敷金、保証金などの金額を記入します。

●不動産所得の必要経費具体例

科 目	具 体 例
給料賃金	賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料
減価償却費	賃貸している建物、建物附属設備、構築物などの償却費
貸倒金	既に収入金額とした未収賃貸料などのうち、回収不能となった金額
地代家賃	賃貸している建物の敷地の地代など
借入金利子	賃貸している建物等を取得するための借入金の利子 ※借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費になりません。
租税公課	賃貸している土地、建物等についての、固定資産税、事業税、税込経理方式による消費税等の納付税額、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
損害保険料	賃貸している建物等についての火災保険料
修繕費	賃貸している建物等についての修繕のための費用
雑費	業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費

# 公的年金等の収入の申告について

## ○所得税の確定申告（税務署）

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等以外の所得の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要です。

ただし、医療費控除等により所得税（源泉徴収税額）の還付を受ける場合などは、確定申告をする必要があります。

## ○市民税・県民税の申告（市役所）

所得税の確定申告をしない人でも、下記に該当する人は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ・公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除と違う内容で控除を受ける人
- ・前年中に支払った医療費や生命保険料などがあり、控除を受ける人
- ・公的年金等以外に事業や不動産などの所得がある人

### 市民税・県民税申告の要否判定表

所得税の確定申告をしない人は、下記のフローチャート（流れ図）で、市民税・県民税申告の要否を判定してください。

収入は、公的年金等の収入のみですか？

はい

いいえ

源泉徴収票に記載されている控除（※1）と違う内容で控除を受けますか？（※2）

※1 社会保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除

公的年金等以外の所得は、「給与所得」ですか？

はい

いいえ

勤務先から大船渡市へ「給与支払報告書」は、提出されていますか？

はい

いいえ

源泉徴収票に記載されていない控除（※3）を受けますか？

※3 医療費控除、生命保険料控除など

はい

いいえ

申告が必要です。

申告は不要です。

申告が必要です。

※2 「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族申告書」（令和6年に年金支払者へ申告したもの）において、配偶者の年間所得が58万円を超える金額を記載している場合は、市民税・県民税を計算する際に配偶者控除が適用されません。配偶者控除を受ける人は、市民税・県民税の申告などが必要です。

## 市民税・県民税について

### ○市民税・県民税の納税義務者

下記に該当する方は大船渡市に納税の義務があります。

- ・令和8年1月1日（賦課期日）現在、大船渡市内に住所がある方。
- ・賦課期日現在、大船渡市外に住所があるが、大船渡市内に居住している方。

### ○税額がかかる方・かからない方

下記に該当する方は市民税・県民税が課税されません。

- ・生活保護を受給している。
- ・令和7年12月31日現在において、寡婦・ひとり親・障害者・未成年者のいずれかに該当し、合計所得金額が135万円以下である。

前年中の合計所得金額及び総所得金額等が**非課税範囲**を超えない。

均等割	$280,000 \text{円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の合計人数} + 1) + 168,000 \text{円} (\ast 1) + 100,000 \text{円} \geq \text{合計所得金額} (\ast 2)$
所得割	$350,000 \text{円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の合計人数} + 1) + 320,000 \text{円} (\ast 1) + 100,000 \text{円} \geq \text{総所得金額等の金額} (\ast 3)$

※1 168,000円及び320,000円は、同一生計配偶者もしくは扶養親族がある場合のみ加算。

※2 合計所得金額…繰越控除や特別控除を適用する前の所得金額の合計。

※3 総所得金額等…特別控除を適用する前の所得金額の合計。

### ○税額の計算

$$\text{年税額} = \text{均等割} + \text{所得割}$$

【均等割】6,000円（市民税：3,000円 県民税：2,000円 国税（森林環境税）：1,000円）

【所得割】（所得－所得控除）×税率－税額控除

所得割の税率は10%（市民税6%、県民税4%）です。（ただし、分離課税の所得等の税率は異なります。）

### ○市民税・県民税の税額決定と納付方法

税額の決定

令和8年度分市民税・県民税申告や確定申告等をもとに市役所で税額を計算します。

納付方法

給与と所得がある方は原則給与特別徴収で納付します。特別徴収とは、事業主が納税義務者に代わって毎月の給与（年金の場合は2か月に1回の支給額）から税額を引去り市役所へ納める方法をいいます。

徴収区分	納付方法											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	翌4月	翌5月
給与特別徴収 給与所得者のうち継続して勤務されている方												
年金特別徴収	仮徴収						本徴収					
令和8年4月1日現在で65歳以上の年金所得者 ※公的年金等に係る税額のみ対象	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月						
普通徴収 上記2つに該当しない方	第1期 納期限：6月末			第2期 納期限：8月末			第3期 納期限：10月末			第4期 納期限：12月末		